



本件照会先

中澤 敏哉(調査担当)
帝国データバンク
長野支店
026-232-1288

発表日

2026/06/18

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

改正物流効率化法、 7割が『内容を知らない』 荷主事業者で認知進まず

物流改善に向け「連携」が重要
運送側と荷主側で意識差も

長野県・改正物流効率化法に関する企業の意識調査(2026年4月)

SUMMARY

2026年4月1日に全面施行された改正物流効率化法の『内容を知っている』長野県企業の割合は16.2%だった一方、『内容を知らない』企業は69.6%にのぼった。物流停滞に対して重要と考える対策は「関係事業者間での連携の強化」が4割を超えて最も高くなり、リードタイムやタイミングの調整など運用面での対応も上位に並んだ。業界別では『運輸・倉庫』における内容の認知割合が3割以上と高い一方、主要な荷主事業者では2割以下となったほか、重要と考える対策にも違いがみられた。

帝国データバンク長野支店は、長野県企業496社を対象に、2026年4月1日に全面施行された「改正物流効率化法」に関するアンケート調査を実施した。

※調査期間:2026年4月16日~4月30日(インターネット調査)

※調査対象:長野県496社、有効回答企業数は253社(回答率51.0%)。全国は2万3,083社、有効回答企業数は1万538社(回答率45.7%)

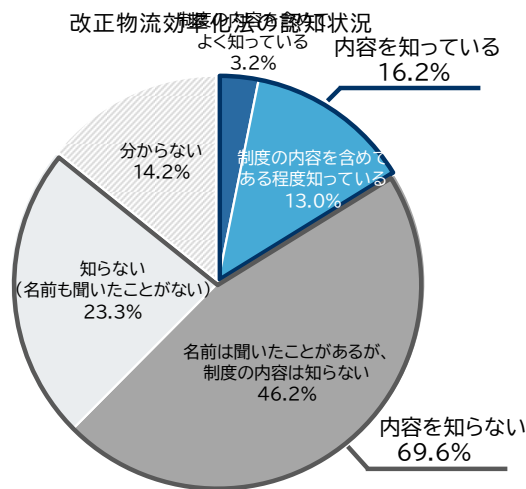
改正物流効率化法、企業の 7 割が『内容を知らない』

2026年4月1日に「改正物流効率化法」が全面施行され、一定規模以上の特定事業者には中長期計画の作成や定期報告が義務付けられた。これに先立ち、2025年4月には、すべての荷主および物流事業者に対し、物流効率化に向けた取り組みが努力義務として課された。

長野県企業に改正物流効率化法の認知状況を尋ねたところ、「制度の内容を含めてよく知っている」は3.2%、「制度の内容を含めてある程度知っている」は13.0%となった。両者を合わせた『内容を知っている』企業は16.2%と、2割に満たない低水準にとどまった。一方で、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」は46.2%、「知らない(名前も聞いたことがない)」は23.3%となり、合計すると『内容を知らない』企業は69.6%と7割近くに達した。

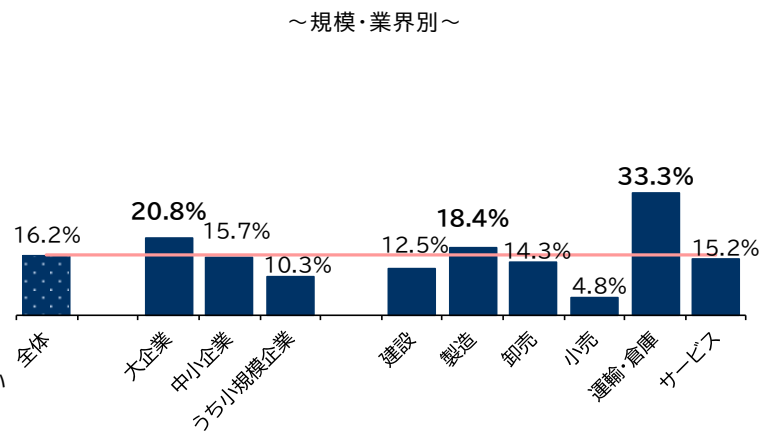
全国と比較すると、「制度の内容を含めてよく知っている」(全国2.8%)の割合は0.4pt高かったが、「制度の内容を含めてある程度知っている」(同14.0%)は1.0pt低かったことから、両者を合わせた『内容を知っている』企業(同16.8%)は0.6pt低くなった。都道府県別で『内容を知っている』企業は、27番目に高かった。

改正物流効率化法の認知状況



注1:母数は、有効回答企業253社
注2:小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない。
また、内訳も必ずしも一致しない

改正物流効率化法の『内容を知っている』企業の割合



規模別に『内容を知っている』割合をみると、取り扱う貨物量がより多い傾向にある「大企業」は20.8%と全体を4.6pt上回った。

主要業界別では、トラック運送など物流事業者が多くを占める『運輸・倉庫』が33.3%と高かった。他方、原材料調達から出荷まで物流依存度の高い荷主側である『製造』(18.4%)は全体を上回ったものの、2割以下にとどまった。また、『小売』は4.8%と全体を大きく下回り、主に着荷主として物流との接点が多いにもかかわらず、認知は低水準だった。荷主の間でも特に着荷主中心の業界で認知が進んでいない実態が浮き彫りとなった。

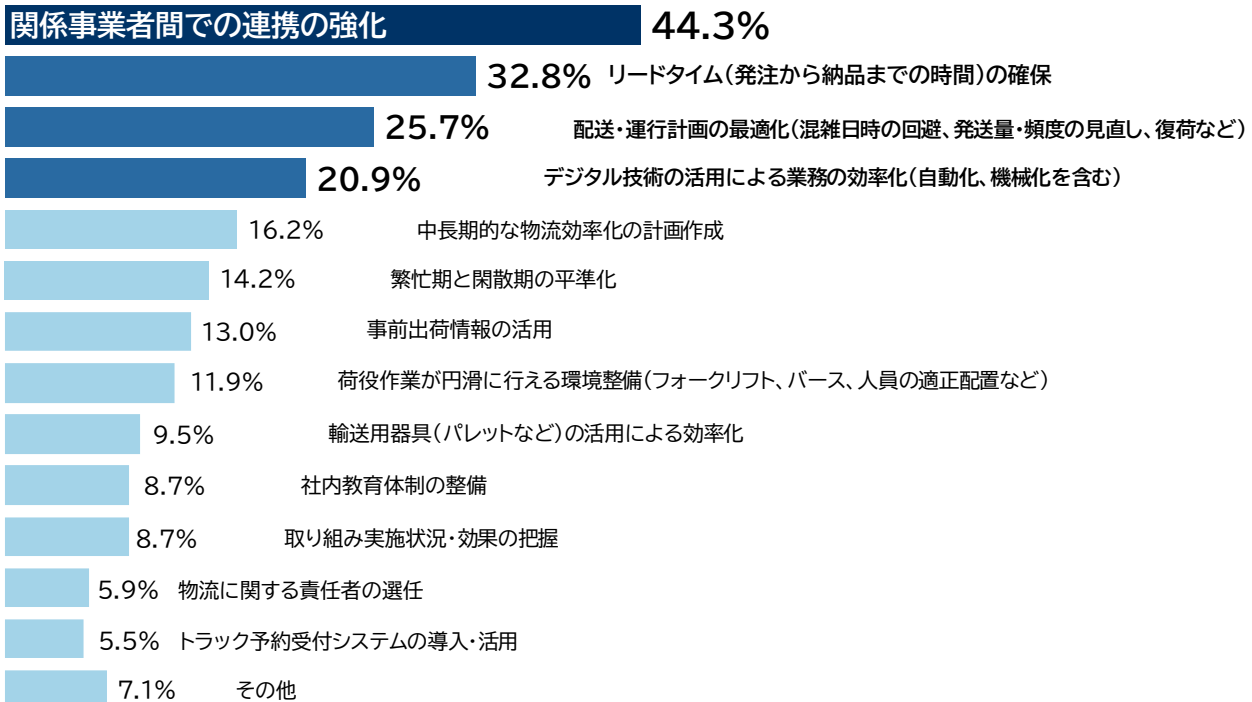
重要な対策、「関係事業者間での連携の強化」がトップ

働き方改革にともなう 2024 年問題やドライバー不足による物流停滞が懸念されるなか、重要と考える対策・取り組みについて尋ねたところ、「関係事業者間での連携の強化」が44.3%でトップとなった(複数回答、以下同)。主要業界別で『建設』『運輸・倉庫』『製造』『小売』のいずれも 4 割に達しており、当事者にとって物流課題は自社単独では解決しにくいとの認識が広がっている。

次いで、「リードタイム(発注から納品までの時間)の確保」(32.8%)や、混雑日時の回避、発送量・頻度の見直し、復荷など「配送・運行計画の最適化」(25.7%)といったタイミングや物流量を調整する運用面での対応が続いた。さらに、これらを支える手段としての側面を持つ自動化など「デジタル技術の活用による業務の効率化」(20.9%)も上位に位置した。

一方で、「物流に関する責任者の選任」(5.9%)や「社内教育体制の整備」、「取り組み実施状況・効果の把握」(各8.7%)といった組織体制の整備に関する項目は、いずれも低水準にとどまった。

物流の停滞に対する重要な対策・取り組み(複数回答)



注:母数は、有効回答企業253社

物流事業者である『運輸・倉庫』と、主要な荷主である『製造』『卸売』『小売』(以下、『荷主事業者』)を比較すると、『運輸・倉庫』では多くの項目において重要とする割合が相対的に高く、課題意識の高さが幅広い分野でみられた。なかでも、『運輸・倉庫』の割合が『荷主事業者』すべてを 10pt 以上上回ったのは、「社内教育体制の整備」、「取り組み実施状況・効果の把握」、「トラック予約受付システムの導入・活用」、「繁忙期と閑散期の平準化」、「荷役作業が円滑に行える環境整備」、「輸送用器具の活用による効率化」だった。

一方で「デジタル技術の活用による業務の効率化」、「中長期的な物流効率化の計画作成」、「リードタイム(発注から納品までの時間)の確保」は『荷主事業者』を下回っており、物流事業者と荷主事業者との間で、重要と考える対策に違いがみられた。

まとめ

本調査では、2026年4月1日に全面施行された改正物流効率化法の『内容を知っている』長野県企業の割合が2割に満たない低水準にとどまった。業界別では『運輸・倉庫』が33.3%で高かった一方、主要な荷主事業者である『製造』『卸売』は2割以下、『小売』は1割以下にとどまった。

物流停滞に対して重要と考える対策・取り組みは、「関係事業者間での連携の強化」が4割以上でトップとなった。続いて、「リードタイムの確保」や「配送・運行計画の最適化」といったタイミングや物流量を調整する運用面での対応に関する項目に加え、「デジタル技術の活用による業務の効率化」も上位にあがった。また、業界別では物流事業者と荷主事業者との間で、重要と考える対策に違いがみられた。

同改正法では、一定規模以上の貨物輸送量や車両数を有する企業に対して義務が課される一方、それ以外の企業には努力義務にとどまっている。そのため、回答企業の90%が中小企業である本調査では、法改正に対する認知が十分に進んでいない結果になったと考えられる。しかし、2030年には国内で輸送される9億トン超の荷物が運べなくなるとされる、いわゆる「物流の2030年問題」が懸念されている。このような事態を回避するためには、企業規模を問わず、物流に関わるすべての企業が対応を進めることが不可欠である。さらに、こうした取り組みは企業にとっても、配送コストの削減やサービス品質の向上といった効果が期待される。

今後は、デジタル技術の活用による自動化・効率化に加え、物流事業者におけるドライバー確保に向けて賃上げ原資を確保するための価格転嫁を進めやすい環境整備の強化など、多岐にわたる取り組みが重要である。また、物流事業者と荷主の連携強化とともに、消費者側でも配送に関する買い物習慣の見直しといった意識改革も求められる。

<参考> 企業からの声

企業からの声	業種
自社の総出荷量から重量計算できる企業数がごく少数と思われるため、DXで算出できる仕組みづくりが必要	各種機械・同部分品製造修理
物流コストが掛かり過ぎてコストに反映できない。政府指示で物流費の補助をして欲しい	成人女子・少女服製造
即日配送は割高料金にするなど、すべてが「即日」という意識をなくせばよい	不動産
自社が物流業で当事者のため、荷主に対する理解や協力要請に注力しなければならない局面と捉えているが、実際上場企業など規模の大きな荷主の理解は進んでいるものの、地方の中小の荷主についてはなかなかそこまでいっていない	一般貨物自動車運送
物流に関わるトラック等を使用している会社に対して、十分な車両整備費用や保険料など、国や地方自治体で補助金を出すなどをして、経費の負担を減らすべき	建築用金属製品製造
影響がどの程度出るか理解していないため、今後の動向を注視したい	その他の各種商品小売
運送業者の配送システムを導入した	各種商品小売

調査先企業の属性

企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1:中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2:中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3:上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング